

酒々井町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震診断を実施する者に対し、酒々井町補助金等交付規則(昭和35年酒々井町規則第3号)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、木造住宅の耐震診断費の一部を補助することにより、地震時における木造住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅は、町内に存する住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請者が自ら所有し、かつ、居住している昭和56年5月31日以前の旧耐震基準(建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年政令第196号)による改正前の耐震基準をいう。)に基づいて建築された木造住宅で、丸太組工法又はプレハブ工法(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3条の規定による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第38条の規定により認定されたものを含む。)でないこと。

(2) 以前にこの要綱による補助金を受けていないこと。

(3) 一戸建て住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの)であること。

(4) 地上階数が2以下であること。

(補助となる耐震診断)

第3条 補助の対象となる耐震診断は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号。以下「方針」という。)の別添第1に定める方法による診断若しくは、方針附則第3項の規定により国土交通大臣が同等以上の効力を有すると認めた方法とみなした、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」による診断(以下「木造住宅耐震診断」という。)に基づき建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士をいう。)が行う耐震診断とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、第2条に規定する補助対象住宅を所有する次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 酒々井町に居住し、かつ、住民基本台帳又は外国人登録原票に記載又は登録されていること。

(2) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象木造住宅について、木造住宅耐震診断を実施するのに要する費用の額の3分の2の額とし、70,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震診断を実施する前に、酒々井町木造住宅耐震診断費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 町税等の納税に関する申告書（別記第2号様式）
- (3) 建築確認通知書の写し又は固定資産評価証明書
- (4) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (5) 耐震診断を行う者が建築士であることを証明するものの写し
- (6) その他町長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、酒々井町木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）、又は、酒々井町木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 申請者は、前条の規定による決定後に診断内容や診断費の増減等の変更をするときは、酒々井町木造住宅耐震診断費補助金変更申請書（別記第5号様式）に変更事項を証する書類を添付して、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ変更の可否を決定し、その結果を交付決定者に酒々井町木造住宅耐震診断費補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 申請者は、耐震診断後1ヶ月以内又は、第7条の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに酒々井町木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の成果品の写し
- (2) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書又は請書の写し
- (3) 木造住宅耐震診断に要した費用の領収書の写し

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、酒々井町木造住宅耐震診断費補助金交付額確定通知書（別記第8号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、酒々井町木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第13条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、酒々井町木造住宅耐震診断補助金交付決定取消し通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、酒々井町木造住宅耐震診断費補助金の交付に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（検討）

2 町長は、この告示の施行後3年を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。